

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 弔意見舞規程

(平成18年2月20日制定)

沿革 平成19年 3月28日議決 平成20年 3月28日議決

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の弔意及び見舞いを表す事項を定めることを目的とする。

(弔意)

第2条 弔意の対象区分及び弔意内容は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める場合は弔辞及び生花をおくることができる。

3 第1項の規定による弔意が重複する場合においては、その主たる職についてだけにとどめる。

(見舞)

第3条 会員及び前条に規定する者の居宅が火災にあったとき見舞金をおくる。

2 見舞金の額は次のとおりとする。ただし、災害救助法の適用を受けた場合又は県の災害援助を受けた場合は除くものとする。

(1) 半焼以上 一世帯につき30,000円

(2) 火災による死亡 1人につき30,000円

(委任)

第4条 この規程に定める事項以外の弔意については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

弔意対象区分	弔意内容
1 顧問、役員及び評議員	弔電及び5,000円
2 委員会の委員、心配ごと相談員、民生委員児童委員及び分会長	
3 職員、嘱託員、再就職職員及び臨時職員	
4 顧問、役員及び評議員の配偶者並びに1親等内の親族	弔電及び2,000円
5 委員会の委員、心配ごと相談員、民生委員児童委員及び分会長の配偶者	
6 職員、嘱託員、再就職職員及び臨時職員の配偶者並びに1親等内の親族	
7 顧問、役員、職員、嘱託員及び再就職職員であった者	
8 本会経営の居宅介護支援事業及び居宅介護サービス事業の利用者。ただし、利用者が死亡した日前6箇月間においてサービスを利用しなかった者を除く	